

いじめに関する現状と課題
本校では、毎週木曜日の朝の活動の時間に「いじめアンケート」を実施するとともに、長年継続してきている「ふれあいタイム」(教育相談)の充実をいっそう図り、児童が楽しい学校生活を送ることができるように努めてきた。いじめに関する発生事例は少なく、学級指導や、毎週行う「いじめアンケート」調査が抑止力につながっていると思われる。 しかしながら、稀に放置しておけばいじめにつながりかねない言動は見受けられ、今後も注意深く個々の児童の様子を見守っていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
1 本校は小規模校であるが油断なく、学級担任を中心に全教職員が児童一人一人に寄り添い、早期発見、早期解決に努める。 ・毎週火曜日の朝の活動に「いじめアンケート」を実施 ・教育相談の充実 ・道徳を中心にした心の教育の充実 ・6月第一週を「いじめについて考える週間」とし、集会やたてわり班での遊びを通して、人との関わり方を再考する機会を持つ。 2 家庭や地域、関係機関と密接な情報交換、連携を行う。 ・気になる事案は家庭連絡，家庭訪問 ・学校評議員，民生委員，公民館や見守り隊の方々との情報共有 ・市育成センター，備前中学校等との連携

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・ 学校基本方針を学校だより，学級懇談等でお知らせし，学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。学級懇談では，いじめ問題についての意見交換や協議の場を設け，取組を充実したものにする。 ・ 学校だより(毎回地域全戸へ回覧)やHP で，いじめ問題への学校の基本方針をお知らせすると共に，地域連絡協議会等で学校外での児童の気になる言動等の情報提供をお願いし，早期発見，早期解決につなげる。	【いじめ対策委員会】 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく未然防止の年間指導計画の作成，取組の実施，教育相談，発生事案への対応。 <開催時期> 年間3回(必要に応じ校外メンバー参加) <教職員の共通理解> ・委員会直後の職員会議で伝達，共通理解。 <構成メンバー> (校外) PTA 会長，学校評議員 (校内) 校長,教頭,生徒指導主事,養護教諭 全 教 職 員	<連携機関名> ・ 市青少年健全育成センター 定期的な情報交換，連絡会への参加 ・ 備前中学校 卒業生の動向把握，最近の携帯等ネットトラブル等の現状把握(指導へ活用) ・ 備前警察署 非行防止教室の実施 定期的な情報交換，連絡会への参加 <学校側の窓口> 教頭，生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	<校内研修等> ・ 毎週末の晩会で，全校児童の言動等について生徒指導上気になることを出し合い，対応，指導のあり方等について共通理解を図る。 ・ 人権意識を高める道徳の時間の指導の充実，いじめを生まない良好な人間関係づくりを意識した学級活動等の実践事例をもとに研修を行う。 <児童会活動> ・ いじめ防止の意識を高めるために，学級で話し合って，決めた取組を全校の場で発表する「人権集会」や，高学年が企画したたて割班遊びや全校遊びを通して，よりよい人間関係づくりを行う。 <情報モラル教育> ・ 学年の発達段階に応じて基本的な情報モラルを身につけられるよう指導を行う。児童の日常会話等から，携帯電話等の活用状況の把握に努め，ネットいじめや非行の防止につなげる。ネットパトロール事業の定期報告にも注意を払っていく。
② 早期発見	<実態把握> ・ 児童の現状把握のための「いじめアンケート」調査を毎週火曜日実施すると共に，「ふれあいタイム」(教育相談)の充実をいっそう図り，早期発見につなげる。 <相談体制の確立> ・ 学級担任との定期的な「ふれあいタイム」(教育相談)に限らず，養護教諭や他の教職員にいつでも相談してよいことを児童に周知すると共に，目につきにくいところでいじめが起きないように，日ごろから様々な教育活動の場において，全教職員できめ細かく声かけ等を行う。 <家庭・地域との連携> ・ 学校での様子を電話や連絡帳で積極的に家庭に伝えると共に，個別懇談や学級懇談などでも情報交換を行い，いじめの早期発見，早期解決につなげる。また，地域の見守り隊の方との連絡を密に行い，登下校の児童の様子や人間関係の変化について情報収集を行う。
③ いじめへの対処	<いじめの有無の確認> ・ 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり，その可能性が明らかになったりしたときは，速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <いじめへの対応のあり方の検討> ・ いじめの状況等に応じて，組織的な対応のあり方(体制)についていじめ対策委員会で検討し，速やかに対応する。 <いじめられた児童への支援> ・ いじめを受けた児童を最後まで守り抜くことを最優先に，当該児童及び保護者に対して，親身できめ細かな支援を行う。 <いじめた児童への指導> ・ 「いじめは，人として絶対に許されない行為であること」「いじめられた人の命を奪うこともある，犯罪行為であること」を繰り返し指導，併せて，当該児童の内面に訴える指導を行うと共に，保護者の協力を得ながら，健全な人格形成につなげるようにする。

＊ 令和3年度の本校のいじめ認知件数は，0件です。